

西宮市後期高齢支援システムの
標準準拠システム移行業務提案仕様書

西宮市 高齢者医療保険課

令和7年3月

目次

第1章 総論	1
1.1. 本業務の背景と目的.....	1
第2章 本市が担う業務及び現行システムの状況と本業務の目標	2
2.1. 本市が担う業務の状況.....	2
2.2. 現行システムの状況.....	2
2.3. 本業務の目標（KPI、KGI）	2
第3章 本業務の概要	4
3.1. 概要.....	4
3.2. 全体構成図及び責任分界点.....	4
3.3. 本業務の前提条件及びシステム上の制約条件.....	6
3.3.1. 本業務の前提条件.....	6
3.3.2. 対象システム上の制約条件.....	9
3.4. 業務共通基盤システム.....	10
3.5. スケジュール.....	11
3.5.1. 契約の履行期間.....	11
3.5.2. 全体スケジュール.....	11
3.6. RPAの活用.....	12
第4章 対象システムの詳細要件	13
4.1. パッケージシステム導入.....	13
4.2. 機能要件.....	13
4.2.1. 必須要件.....	13
4.3. 非機能要件.....	15
4.3.1. 必須要件.....	15
第5章 作業における詳細要件	16
5.1. 要件定義フェーズ.....	16
5.1.1. 必須要件.....	16
5.2. 設計フェーズ.....	16
5.2.1. 必須要件.....	16
5.3. 製造フェーズ.....	16
5.3.1. 必須要件.....	16
5.4. 試験フェーズ.....	17
5.4.1. 必須要件.....	17
5.5. 移行フェーズ.....	18
5.5.1. 必須要件.....	18
5.6. 研修フェーズ.....	20

5.6.1. 必須要件.....	20
第6章 業務遂行に関する要件.....	21
6.1. 打合せ・報告.....	21
6.1.1. 必須要件.....	21
6.2. 本業務の納品物.....	21
6.2.1. 必須要件.....	21
第7章 その他.....	25
7.1. 一般的事項.....	25
7.2. 業務の再委託.....	25
7.3. 機密保持.....	25
7.4. 契約不適合責任期間.....	26
7.5. 支払条件.....	26

第1章 総論

1.1. 本業務の背景と目的

令和3年9月1日施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」（以下「標準化法」という。）により、地方公共団体が利用する情報システムは国の提示する標準仕様を満たしたシステム（以下「標準準拠システム」という。）に統一していくことが求められている。

標準化法において、「地方公共団体情報システムの標準化」は「住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいう。」と定義されており、住民の利便性の向上、行政運営の効率化及び情報システムの互換性確保のいずれも欠くことができない取り組みとなっている。

また、令和4年10月にデジタル庁から「地方公共団体情報システム標準化基本方針」が示され、当該システムの統一・標準化の取り組みについては、令和5年4月から令和8年3月までを「移行支援期間」と位置付け、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すことが明確化された。その後、令和5年9月に基本方針が改定され、「特定移行支援システム」については所要の完了期限を設定することとされた。

本市の後期高齢支援システム（以下「対象システム」という。）はオープン共通基盤上に構築した独自開発システムであり、特定移行支援システムに該当している。対象システムの標準準拠システム移行業務（以下「本業務」という。）では標準化法の目的及び理念を踏まえながら、標準準拠システムへの切り替えを令和8年度中に安全に完了させ、及び運用保守によって安定稼働させることを目的とする。

第2章 本市が担う業務及び現行システムの状況と本業務の目標

2.1. 本市が担う業務の状況

後期高齢者医療制度において市が行う業務は、後期高齢者が医療等を受けるために必要不可欠なものであり、対象システムは安定した稼働が求められる。

2.2. 現行システムの状況

現行の対象システム（以下「現行システム」という。）は本市のオープン共通基盤上に構築した独自開発システムである。システム構成及び利用状況は次のとおり。

システム構成	WEB サーバ	Apache HTTP Server
		PHP
	統合データベース	HiRDB/Single Server
	オープンバッチ	uCosminexus Batch Job Execution Server
	開発環境	Biz/Designer V , Biz/Browser V
		HiRDB Developer' s Kit
		TortoiseSVN
Microsoft OFFICE		
利用状況	ユーザ数	208 ユーザ
	オンライン稼働時間	24 時間 365 日 ※バックアップ時間除く
	端末	118 台
	プリンタ	34 台

なお、現行システムの仕様書、設計書及びプログラムソースコードは本市の資産として管理しており、本業務の実施にあたり事前に関覧すること、業務開始後には受託者と共有・利用することも可能である。

2.3. 本業務の目標（KPI、KGI）

前章で示した本業務の目的及び本市が担う業務の状況等を踏まえた本業務の目標は次のとおり。この目標は業務の成否を規定するものではなく、受託者の取り組みの指針として扱うこととする。

- 標準化法の目的及び理念を踏まえながら、標準準拠システムへの切り替えを本業務の履行期限までに安全に完了する。
- 国が目標とする情報システムの運用経費等を平成 30 年度比で少なくとも 3 割削減を目指す。ただし人件費の圧縮による経費削減は除く。
- 標準準拠システムへの切り替えにより、住民サービスの向上を図る。

第3章 本業務の概要

3.1. 概要

標準化に際し、標準化法第10条では、ガバメントクラウドを活用することが努力義務と定められているが、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」では、次のとおり示されている。

ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げない。

※引用：地方公共団体情報システム標準化基本方針（6.1.1 ガバメントクラウドの位置付け）

本市は、国の方針を踏まえて比較検討した結果、その他環境（以下、ハウジング仮想化基盤）を移行先として選定した。

本業務は、ハウジング仮想化基盤に後期高齢支援システムの構築を行うことを前提とする。

3.2. 全体構成図及び責任分界点

本業務で構築する対象システムは、ハウジング仮想化基盤及び業務共通基盤システムの利用を前提としたシステム構成とする。

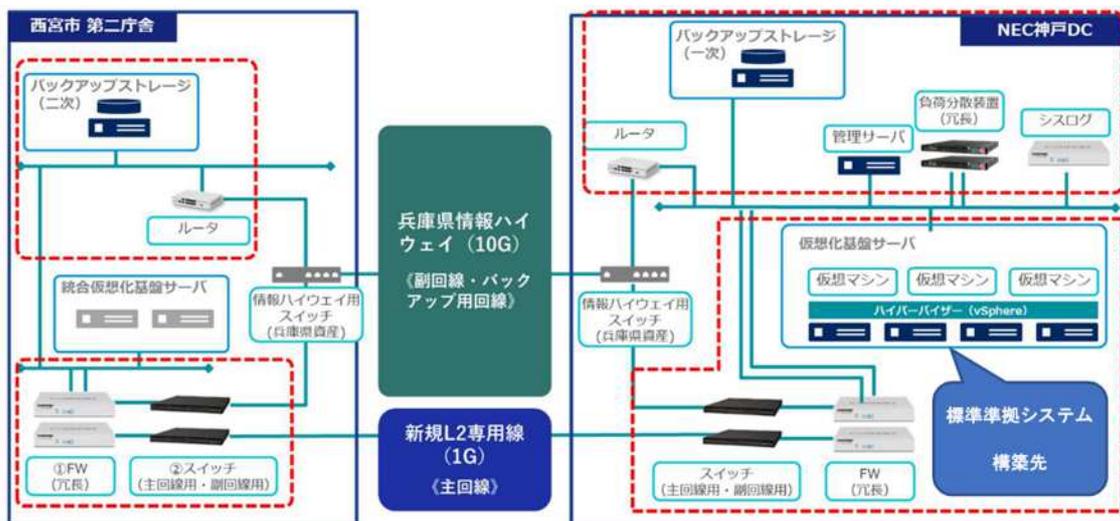
(1) ハウジング仮想化基盤

ハウジング仮想化基盤は、業務システムを支えるサーバ、ストレージ及びネットワーク並びにウイルス対策や監視といった基本的な運用管理系機能（ツール）からなる ICT インフラストラクチャの構成を標準化・共通化して統一的に提供するものである。

業務共通基盤システム及び再構築後の業務システムはハウジング仮想化基盤上の仮想サーバにて稼働する。

ハウジング仮想化基盤が提供するサービスの内容や手続き方法、注意事項等の詳細については、本市から別途説明する。

本業務の責任範囲は、本市の提供するハウジング仮想化基盤に構築した仮想マシン上におけるシステム構築・移行とする。



(2) 業務共通基盤システム

業務共通基盤システムは、情報システム間のデータ連携の効率化、共通機能の重複開発の排除及び認証セキュリティ機能の標準化等を実現する観点から、複数の情報システムにまたがって共通で利用できる機能を、各業務システムに提供する。業務共通基盤システムを利用するうえでの前提事項、設計・開発の標準化事項、詳細な役割分担、手続き及び各種様式については、別添1「業務共通基盤システム利用ガイドライン 1.5 版」を参照すること。業務共通基盤システムを中心として標準化対応を行うため、利用ガイドライン 1.5 版に沿った対応が含まれていないことが判明した場合には、本市と実施可否について協議すること。

業務共通基盤システムと各業務システムとの機能分界は次のとおり。

業務共通基盤システム機能		業務共通基盤システム	業務システム
共通 サービス	統合認証 機能	<ul style="list-style-type: none"> 統合 ID 管理 認証処理 (二要素認証) シングルサインオン 	<ul style="list-style-type: none"> 業務システム内のアクセス権限制御
	文字管理 機能	<ul style="list-style-type: none"> 文字コード変換 (Unicode と EUC, SJIS) 	<ul style="list-style-type: none"> 業務システムにおける文字の表示
	統合管理 機能	<ul style="list-style-type: none"> 業務共通基盤用ジョブネット定義登録・変更・削除機能 業務共通基盤用ジョブ実行管理機能 業務共通基盤用監査機能 障害検知及び通知機能 	<ul style="list-style-type: none"> 業務システム用ジョブネット定義登録・変更・削除機能 業務システム用ジョブ実行管理機能 業務システム用監査機能 障害通知のための検知機能

システム 連携	統合データ ベース機能	<ul style="list-style-type: none"> ・業務データ管理機能 ・更新機能 ・アクセス権限設定機能 ・マスタメンテナンス機能 ・EUC 機能 	-
	データ連携 機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイル連携機能 (FTP) ・REST 連携機能 ※データ連携要件準拠	<ul style="list-style-type: none"> ・インターフェース連携要件の調整 ・インターフェース登録の設定情報の提示 ・ファイル連携機能の連携フォルダへのインターフェース対象ファイルの送付 ・ファイル連携機能の連携フォルダからの連携ファイル取得
	共通データ 管理機能	現時点では以下を想定。今後、変更する可能性あり <ul style="list-style-type: none"> ・市内住所マスタ管理 ・市外住所マスタ管理 ・金融機関マスタ管理 ・医療機関 ・役場便覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・公開されたマスタ情報の取得 (今後、業務共通基盤システムで変更があった場合は、必要な対応を実施すること。)
申請管理	申請管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・申請データ取込機能 ・申請データ管理機能 ・シリアル番号による申請者特定 ・申請内容照会とステータス管理 (稼働当初は手動での転記だが、今後入力画面への取込や一括取込機能に対応する可能性がある。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請管理情報の画面登録 ・申請管理システムから連携された申請データを取込、業務処理を行う。 (業務共通基盤システムの変更に合わせて、必要な対応を実施すること。)

3.3. 本業務の前提条件及びシステム上の制約条件

本業務を遂行するにあたり、本市が受託者に共有すべき前提条件及びシステム上の制約条件を示す。

3.3.1. 本業務の前提条件

(1) リモートメンテナンス

システム構築作業及びシステム稼働後の保守作業について、以下の基準を満たすことを前提としてリモートでの実施（以下「リモートメンテナンス」という。）を可とする。な

お、リモートメンテナンスは本業務における必須要件ではないため、各種作業は来庁して実施することも可とする。

ア. 環境・運用面に係る前提条件

(ア) 接続回線

- a リモートメンテナンスに必要となる回線（IP-VPN、広域イーサネット又は専用線のいずれかとする。）については受託者が整備すること。なお、本市既設機器の設定変更については本市が実施する。

(イ) ファイアウォール

- a 受託者が整備する接続回線を本市既設のファイアウォールに接続すること。

(ウ) 接続元拠点

- a 「JIS Q 27001:2014」に適合した情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けた拠点から接続を行うこと。

(エ) リモートメンテナンス端末

- a 本市環境へアクセスするために接続元拠点において利用する端末をリモートメンテナンス端末として本目的のみに利用する専用端末として準備すること。
- b OSアップデートやウイルス対策ソフトのパターンファイルの更新等においても、インターネットに接続して利用しないこと。

(オ) 踏台端末

- a 本市はリモートメンテナンス端末から直接アクセス可能な端末を踏台端末として準備する。リモートメンテナンス作業は、リモートメンテナンス端末から踏台端末にアクセスし、踏台端末からリモートデスクトップ機能を利用して作業対象サーバに接続して実施すること。

(カ) 運用

- a リモートメンテナンス実施時は事前に本市に申請を行うこと。
- b 前月のリモートメンテナンス実績を月次で報告すること。

イ. セキュリティ対策

(ア) 物理的セキュリティ対策

- a 盗難防止
リモートメンテナンス端末は金属製のワイヤーで本体を机等に固定すること。

- b 不審人物の侵入防止
ICカード等による入退室管理及び監視カメラにて室内を常時記録すること。
- c リモートメンテナンス端末の利用記録
端末利用の記録を台帳管理すること。
リモートメンテナンス端末による庁内ネットワークへの接続は必要に応じて行い、常時接続がされない運用にすること。

(イ) 人的セキュリティ対策

- a セキュリティポリシー遵守
本市セキュリティポリシーを遵守すること。
- b セキュリティ教育
受託者においてセキュリティ教育を実施すること。

(ウ) 技術的セキュリティ対策

- a 情報漏洩防止
リモートメンテナンス端末に暗号化ソフトを導入し、記憶装置の暗号化を行うこと。
- b 踏台端末には「クリップボードのリダイレクトを許可しない」設定を実施するため、リモート接続時のファイルコピーは不可とすること。
- c リモートメンテナンス端末・踏台端末間の通信をMACアドレス、IPアドレスに加えて、FWによるアプリケーションプロトコル（ポート番号）のレベルで制限し、ネットワーク経由のフォルダ接続を制限すること。
- d なりすまし防止
プロジェクトメンバーにのみID/PASSを交付すること。
- e ウイルス感染防止
ウイルス対策ソフトを導入すること。また、パターンファイルの更新においてインターネットと接続しないこと。

(エ) ネットワークセキュリティ対策

- a IPパケットフィルタリング
踏台端末以外へのアクセスを禁止すること。
- b 共有プロトコルの禁止
踏台端末とリモートメンテナンス端末間のファイル共有プロトコルを遮断すること。

(オ) 点検

- a 接続元環境におけるリモートメンテナンス作業の運用について定期的に点検を行うこと。

(カ) 監査

- a 接続元環境に対して本市が実施する監査を受け入れ可能であること。

3.3.2. 対象システム上の制約条件

(1) ハードウェア

ア. サーバ

本市のハウジング仮想化基盤の活用を前提とし、物理サーバの新規導入や3.1で示した方針に反するクラウド環境の活用は不可とする。ハウジング仮想化基盤の概要は次のとおり。

・ハウジング仮想化基盤

仮想化基盤ホストサーバ：NEC Express5800/R120j-2M 5台

仮想化ホストOS：VMWare ESXi8.0

※物理サーバ1台につき「1プロセッサ(2.6GHz, 12コア)」を搭載

・仮想化基盤ストレージ：NetApp AFF-A400 HA System

・バックアップストレージ：NetApp FAS2720 HA System

・ウイルス対策ソフト：Trend Micro Apex One

イ. 端末、プリンタ

本市では、対象システムの構築及び保守を行うための必要なソフトウェアを設定した作業端末及び備品の貸与は行うが、受託者が開発するための機器については用意しない。また、システム利用者(職員)の端末やプリンタについては調達対象外とする。

住民情報系端末のOSおよびスペックについて以下に示す。

a 物理デスクトップ端末

・OS：Windows11 Enterprise Edition

・CPU：Core i3-13100T(4.20GHz)

・ストレージ：256GB

・メモリ：8GB

b 仮想デスクトップ端末

- ・OS : Windows10 Enterprise 2016 LTSB
- ・CPU : Intel(R) Xeon(r) Gold 6226R CPU@(2.9GHz)
- ・ストレージ : 50GB
- ・メモリ : 4GB

(2) ソフトウェア

サーバに必要なオペレーティングシステム及びミドルウェアは受託者にて用意、構築することとし、ライセンスについても本市からの提供はない。ただし、次のライセンスについては本市で保有するライセンスを利用可能とする。

- ・本市保有ライセンス
Microsoft Windows Server 2022 Datacenter 必要台数分
Trend Micro Apex One 必要台数分

(3) ネットワーク

本市が用意するネットワークに接続すること。接続に係る必要な情報は、本市から受託者に提供する。

(4) 文字フォント

対象システムで使用される文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件（2.3 文字要件）」を前提とするが、行政事務標準文字に係る要件に関して未だ国から示されていない点が多く、不確定要素が残ることから、システム本番稼働時に要件を満たすことが困難である場合には、本要件に記載される経過措置により、本市の戸籍システムで用いる MS 明朝に限り利用を認める。なお、同定作業によって、文字情報基盤との対応は完了している。

3.4. 業務共通基盤システム

(1) 連携の考え方

対象システムのデータ連携では、同一パッケージ間での連携を除き、標準化対象業務及び庁内システムとの連携については業務共通基盤システムを介し連携を行うため、留意すること。

詳細は別添2「業務共通基盤システム活用方針 1.1 版」を参照し、必要な作業を実施すること。

ただし、業務共通基盤システムを中心として標準化対応を行うため、活用方針 1.1 版に沿った対応が含まれてないことが判明した場合には、受託者で必要な作業を実施すること。

(2) 連携の役割

業務共通基盤システムを介したデータの授受については、業務共通基盤システムのファイル連携機能等を利用するが、データの授受については対象システムが主体となり行うこと（対象システム側から送信又は取得のアクションを行う。）。また、連携先システムが刷新中のシステムである場合を除き、連携先システムの仕様を極力変更することなく連携を実現する方針のため、留意すること。なお、他の業務システムとの連携にあたっては、本市及び連携先システムの構築事業者・保守事業者との仕様調整、インターフェース作成、接続試験を実施すること。

(3) 監視機能

対象システムにおける障害の検知は、業務共通基盤システム上の統合管理機能において実現する。監視対象サーバにはソフトウェアのインストールが必要となるため、以下のライセンス調達を本契約に含めることとする。なお、インストール手順については本市から別途指示があるものとする。

- ・ 本業務において調達が必要なライセンス
JP1/Base 必要台数分

3.5. スケジュール

本業務の作業工程の実施時期を示す。なお、作業工程については後述する。

3.5.1. 契約の履行期間

本業務に係る契約の履行期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 28 日までとする。

なお、本番稼働は令和 9 年 1 月 4 日に予定している。また、令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までは、別途、後期高齢支援システムの運用保守業務について、契約を予定している。

3.5.2. 全体スケジュール

スケジュールは次の案を基に双方協議により定める。

これらに間に合うように各種作業（要件定義・設計・製造・テスト作業等）について全体スケジュールを計画し提案すること。

令和7年

契約後 …………… 要件定義、スケジュール協議調整
システム構築、データ移行作業

令和8年

9月 …………… 他システムとの連携テスト
9月～11月 …… 現行システムからの移行データを用いて、業務運用の変更確認
11月 …………… 操作マニュアルの提示及び操作説明会
12月29日～ …… 本番切り替え作業

令和9年

～1月3日 …… 本番切り替え作業
1月4日 …… 本番稼働
1月～ …… 稼働確認、ドキュメント作成等

3.6. RPAの活用

標準仕様に準拠した西宮市後期高齢支援システム（以下「本システム」という。）では、RPAの活用により作業を効率化することを想定している。RPAを活用する具体的な業務・作業は現時点で未定であるが、本システムの業務要件分析においてパッケージシステムの仕様に合わせてシナリオを作成する想定である。

提案事業者が提案するパッケージシステムの特性に合わせて、RPAを活用して職員の作業負担を軽減できる運用を提案すること。特に2次審査での評価を希望する提案については提案書にも記載すること。また、提案したもののほかにも市との協議によりRPAを活用する業務が発生することを想定しておくこと。

なお、RPAツールはUiPathとし、ライセンスは本市が別途調達するため本業務に含まないが、提案事業者はシナリオ作成の費用は含めること。

また、提案したもののほかにも、契約後の市との協議により、現在の事務において職員による入力1件あたり5分程度かかる作業のシナリオ作成を10本程度作成する費用を、本業務に含めること。

第4章 対象システムの詳細要件

4.1. パッケージシステム導入

国の提示する標準仕様書を満たすことができるパッケージシステムを導入すること。

また、本システムの稼働のために宛名業務のパッケージシステムを導入する必要がある場合は、本業務に含めるものとする。宛名業務で管理する住民情報のマスタ(発生源)は令和7年1月から稼働中の標準準拠版住民記録システム、住登外情報のマスタ(発生源)は現行の統合宛名管理システムを基本とする。

4.2. 機能要件

4.2.1. 必須要件

本業務完了時に本システムが具備すべき機能要件を示す。

(1) 機能要件一覧

本システムが実装する機能に対する基本要件及び各機能の詳細仕様については、別紙1「機能要件一覧表」のとおり。本要件は、厚生労働省が公表する後期高齢支援システムの標準仕様書第1.2版を前提としたもので、本市が求める標準オプション機能等への対応として、プロポーザルにおいて受託者が提案したものを本契約において実施しなければならない。

なお、標準仕様書に示されている機能要件のうち、「滞納管理機能」にかかる要件については、「統合滞納管理システム」として西鉄情報システム株式会社からの調達を予定しているので留意するとともに、当該システムとの連携を本契約に含むものとする。また、現在未実施の保険料のコンビニ収納については、本システム導入にあわせて、令和9年度からの実施を予定している(必要な機能をシステム上実装することは本契約に含むが、導入・運用等は別途契約にて対応する。)

標準仕様書1.2版の「実装必須機能」については、「統合滞納管理システム」として調達するものを除き、すべての機能を満たすこと。「実装必須機能」を外付けシステムなどの代替手段により機能を満たす場合は、その旨及びパッケージシステムの適合時期を明記すること。

1.2版以降の最新版が公表された場合は、「実装必須機能」の内、適合基準日が本業務の本番稼働日以前のもの、本業務の範囲内として全て対応したうえで本システムを提供すること。

なお、実装必須機能について、デジタル庁が定めた「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、「移行後の実装等を可能にする経過措置」の条件に該当する場合

は、本市の業務に支障が生じさせないことを前提とし、国が定める経過措置期間内での対応を可とする。

これにより一部の機能の実装が本契約の履行期限を過ぎる見込みとなった場合は、令和8年11月末までに本市に申し出ること。

(2) 他システムとの連携

基本的には地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定義されるインターフェースに基づいて連携できること。本市特殊事情を考慮すべきシステムは次のとおりとする。

ア. 滞納情報

西鉄情報システム株式会社が開発予定の標準仕様を満たした滞納管理システムと、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定義されるインターフェースに基づいて連携できること。また、基本データリストに記載の項目について必要に応じ連携できること。

イ. 広域連合標準システム

兵庫県後期高齢者医療広域連合標準システムとのデータ連携に係るテストは、本市の指示により行うこと。また、広域連合標準システムにデータ連携する際の宛名番号は、現行システムの宛名番号へ変換したうえで連携する必要があることに留意すること。

ウ. 収納関連データ

本市は公金収納総合処理業務を株式会社さくらケーシーエスに委託しているため、連携に係る調整を要する場合は必要な措置を講じること。

(3) その他

ア. EUC 機能対応

受託者は、本システムの導入時に EUC 機能を用意する。

イ. 業務データ管理方法

業務上システムに保持するデータについては、市が了承した場合のみ廃棄できる仕組みとすること。

ウ. 法改正への対応

履行期間内において、本システムの改修が必要な法改正が生じた場合は、原則としてパッケージ利用料等の中で対応することとする。ただし、次に掲げるものについては、変更契約での対応も可とする。

- (ア) 国等から補助金が交付されるような案件
- (イ) 新制度による業務機能追加
- (ウ) 新機能開発によるオプション機能の追加（標準仕様書に規定されるオプション機能ではない。）
- (エ) 標準仕様（実装必須）及びオプション仕様の追加に伴い、新たにデータ移行が必要となる対応
- (オ) 本市独自運用によるカスタマイズ対応
- (カ) パッケージバージョンアップ時におけるカスタマイズ部分への修正対応
- (キ) 本市、兵庫県後期高齢者医療広域連合及び兵庫県の条例若しくは規則等による本市独自制度への対応
- (ク) その他本市と受託者の協議により本市が必要と認めるもの

4.3. 非機能要件

4.3.1. 必須要件

本業務完了時に本システムが満たすべき非機能要件を示す。

(1) 非機能要件一覧

非機能要件については、別紙2「非機能要件一覧表」に示す。なお、本要件はデジタル庁により定められた、「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」をベースとしている。要件において、選択レベルであることを必須とするが、選択レベルを下げる（上げる）条件が指定されている場合においては変更を可能とし、説明欄に変更理由を詳細に記述すること。

なお、本市が用意するインフラ環境での対応が前提となる項目については、その前提条件等を説明欄に記載した上で適合レベルを回答すること。

また、グレーアウトしている項番についてはインフラ環境に関する事項であるため、本業務での適合可否の回答は不要とする。

第5章 作業における詳細要件

本業務における作業工程を、下記に示す連続したフェーズとして定義する。作業要件については、別紙3「作業要件一覧表」に示す。受託者は本業務内の作業を各フェーズのいずれかにおいて実施すること。

原則として各フェーズは定義した順番どおりに行うこととし、フェーズ完了後、本市からの承認を得てから後続のフェーズに着手するものとする。

5.1. 要件定義フェーズ

5.1.1. 必須要件

本市の業務及びシステムに関する要求をヒアリングする。ヒアリング結果から、現状分析及び課題分析を行い、システムにおける機能要件、非機能要件、セキュリティ要件及び業務におけるサービス要件を定義する。

定義した要件は、中間成果物としてまとめ、その内容について本市と合意した上で本市から承認を得る。

5.2. 設計フェーズ

5.2.1. 必須要件

(1) システム設計

要件定義フェーズの成果物をもとに、要件を満たすシステムの基本設計、詳細設計（入出力設計、コード設計、ファイル設計、データベース設計及び信頼性・安全性設計）、プログラム設計を行う。

設計内容は、設計書としてまとめ、本市から承認を得る。なお、設計書の記述は詳細さよりも網羅性、正確性を優先してまとめること。

5.3. 製造フェーズ

5.3.1. 必須要件

設計フェーズの成果物をもとに、本システムの製造、単体試験を行う。

単体試験では設定・配置したシステム機器や製造したソフトウェアモジュールの動作が設計書において意図したものかを確認する。

5.4. 試験フェーズ

5.4.1. 必須要件

製造フェーズの成果物（単体試験を経たシステム機器やソフトウェアモジュール）を結合させ、設計フェーズの成果物の通りの動きをするかをすべての処理において試験する。

試験フェーズの実施に際しては、あらかじめ品質基準を明らかにし、定量的な手法により品質を管理すること。

試験フェーズにおいて品質基準を満たせず、製造フェーズの成果物に修補が必要となった場合は、このフェーズ内の作業として実施する。

品質基準を満たした後、試験フェーズの結果を報告書としてまとめ、本市から承認を得ること。

(1) 試験工程の定義

ア. 結合試験：本システム全体において、プログラム及びモジュールが第4章で示す機能要件どおり正しく機能することを確認する。このため、テストケースや試験シナリオは各種パターンを網羅したものを準備し、あわせて本市の業務担当者が指定する特殊なパターンを取り入れること。

イ. 総合試験及びセキュリティ試験：本システムが第4章で示す非機能要件を満たすかを確認する。

(2) 試験計画書の作成

実施する結合試験、総合試験、セキュリティ試験について、試験方針、実施内容及び実施理由を記載し、試験工程毎に試験計画書として提出すること。

試験計画書に記載すべき事項は次のとおり。

ア. 受託者の試験実施体制と役割

イ. 試験に係る詳細な作業及びスケジュール

ウ. 試験環境（試験における回線及び機器構成、試験範囲）

エ. 試験に関するツール類（開発するプログラムの概略仕様も含む。）

オ. 試験データ

カ. 評価指標

(3) 試験実施

ア. 試験工程共通要件

結合試験及び総合試験の各工程において共通する要件は次のとおり。

- (ア) 試験の管理主体として試験の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うこと。
- (イ) 本市及び関連する他システムの関係者との作業調整を行うこと。
- (ウ) 本市に対し定期進捗報告及び問題発生時の随時報告を行うこと。
- (エ) 各試験を行うため、一連のテストケース（入力、出力及び試験基準）、試験シナリオ（例外処理を含む）、試験データ、試験評価項目及び試験手順を各試験実施前に作成の上、本市に提出すること。テストケースは、本市の業務担当者が指定する特殊なパターンを取り入れること。
- (オ) 各試験終了時に、実施内容、品質評価結果及び次工程への申し送り事項等について、本市と協議の上、試験実施報告書を作成すること。
- (カ) 他システムとの接続試験を実施する際には、本市、当該システム開発及び保守業者と十分な調整を図り、受託者の負担と責任において実施すること。

イ. 結合試験

- (ア) 結合試験に必要な機器等は、受託者の負担と責任において準備すること。
- (イ) 製造した成果物が仕様に適合し、かつ本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、試験を実施すること。

ウ. 総合試験

- (ア) 総合試験に必要な機器等は、本市が準備するため、試験を実施するために必要な各種設定を受託者の責任において実施し、本番環境と同等の環境を準備すること。
- (イ) 性能及び負荷の試験においては、本番環境と同様の環境により相応の負荷等をかけ、問題が発生しないことを確認すること。

エ. セキュリティ試験

- (ア) 導入するシステムについて、セキュリティ脆弱診断を行い、脆弱性の評価及び対処を実施したアプリケーションを導入することとし、実施したセキュリティ試験について試験実施報告書を提出すること。

5.5. 移行フェーズ

5.5.1. 必須要件

試験フェーズを経た成果物（本システム）を実際の運用環境上に移行させ、動作検証を行う。データ移行と最終的な受入試験も実施すること。

(1) データの移行

データの移行に係る要件は次のとおり。

- ア. 移行計画書に下記の要件を具体的に記述し、それに基づいて本市の了承を得ながら作業を進めること。
- イ. 現行システムからの情報及びデータの抽出に関しては、現行システムの運用業者又は本市によって、現行システムのDBレイアウトのまま、一般的なファイル形式にて抽出・提供を行う。不足する項目は本市が準備して提供するが、本市指定のレイアウトとするため、必要に応じて機械的な編集処理を行うこと。
- 受託者は、当該データを受領することを前提に、必要に応じ本システムへの移行プログラムの設計・開発、移行後のデータに関する正当性確認プログラムの設計・開発等、移行にあたって必要となる各種作業を実施すること。
- ウ. 受託者は、前項のデータ・プログラムを前提に、現行システムで利用している情報及びデータを現行パッケージへ移行し、付随する各種作業を実施すること。
- なお、前項のデータの内容について不明点があれば、本市からコード表と資料を提供するが、受託者の求める形に沿うとは限らない。
- また、受託者にて、住民記録システムの標準化で整備予定の新たな宛名番号に置換したうえで、データ移行するものとする。

(2) データの移行の検証

データ検証に係る要件は次のとおり。

- ア. データ検証にあたっては検証ツールを用いる等、効率的に作業を進められるようにすること。
- イ. データ検証で確認された障害について対応方針を提示し本市の承認を得ること。
- ウ. データ検証により発覚した不備によりデータクレンジングが必要となる場合は、対象データを特定し、修正内容を本市に提示すること。

(3) 受入試験

本市が主体となって実施する受入試験に係る要件は次のとおり。

- ア. 受入試験における具体的な手順及び結果を記入するための受入試験手順書（案）を作成すること。なお、システム操作に精通していない職員でも分かりやすい試験となるように工夫すること。
- イ. 受入試験は本市が主体となって行うが、本市の求めに応じて受入試験を支援するための要員を確保すること。
- ウ. 受入試験で必要となる試験データの準備作業を支援すること。
- エ. 受入試験で確認された障害について対応方針を提示し本市の承認を得ること。
- オ. 本市に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。

5.6. 研修フェーズ

5.6.1. 必須要件

本市に対し、本システムにおける操作研修、運用研修を行う。外付けシステムやRPAを活用するものも含め、必要に応じた研修用資料及びマニュアルを作成すること。また、次の通り研修を実施すること。

- ・システム全体の操作研修

本システムを使用する職員数は高齢者医療保険課、各支所等の職員も含め約45名程度であり、主に電話窓口対応を行っているため、システム全体の操作研修は3回以上に分けて行うこと。

- ・運用詳細の操作研修

業務担当者向けに、以下の業務区分ごとの運用詳細の操作研修（各5名程度参加）を実施すること。

業務区分
・資格業務
・賦課業務
・収納業務

第6章 業務遂行に関する要件

6.1. 打合せ・報告

6.1.1. 必須要件

事業全体のスケジュール等に十分配慮し、本市との打合せ・報告等を主体的に行うこと。
本業務の実施にあたり、本市と行う打合せ、報告等に関する議事録を作成し、本市にその都度提出して内容の確認を得ること。

6.2. 本業務の納品物

6.2.1. 必須要件

以下に記すものを本市が示す期限までに納品すること。内容は本市と協議し、承認を得たものを提出すること。なお、運用・保守・廃棄の各フェーズについても、本市が想定する成果物を参考に示している。

(1) 対象システム及び対象システムに係る各種ドキュメント

対象システム及び各種ドキュメントのいずれについても、本業務で新たに作成する部分など、契約書により著作権等が本市に帰属するものを対象とする。本市が主に想定するドキュメント成果物については次のとおり。

要件定義フェーズ

成果物	内容
システム要件定義書	本システム体系、新機能要件、新業務フロー及び非機能要件等、本市と要件定義の過程で検討、合意した資料

設計フェーズ

成果物	内容
機能構造図	システム全体機能関連図、個別システム単位の機能関連図
機器スペック情報	※機器スペック情報における工程別の記載内容は本市と協議のうえ決定すること
画面一覧	画面一覧
バッチ一覧	バッチ一覧
詳細設計書（画面）	画面設計書、システム全体機能概要書、個別システム単位の機能概要書、プログラムの処理内容を詳細に定義した設計書、画面入出力項目のチェック・編集を定義した設計書、画面遷移図
詳細設計書（バッチ）	ジョブ関連図、ジョブスケジュール一覧、プログラムの処理内容を詳細に定義した設計書

製造フェーズ

成果物	内容
単体試験計画書	単体試験の方式、作業手順を定義した計画書
単体試験チェックリスト	単体試験のチェックリスト及び試験結果
単体試験結果報告書	単体試験の実施結果、評価をまとめた報告書(単体試験全体)

試験フェーズ

成果物	内容
結合試験計画書	結合試験の方式、作業手順を定義した計画書
結合試験シナリオ	結合試験のシナリオ
結合試験結果報告書	結合試験の実施結果、評価をまとめた報告書
セキュリティ試験計画書	セキュリティ試験の方式、作業手順を定義した計画書
セキュリティ試験シナリオ	セキュリティ試験のシナリオ
セキュリティ試験結果報告書	セキュリティ試験の実施結果、評価をまとめた報告書

移行フェーズ

成果物	内容
稼働環境移行実施報告書	稼働環境への移行の実施結果をまとめた報告書
データ移行計画書	データ移行の方式、作業手順を定義した計画書
データ移行仕様設計書	本システムへの移行要件や移行プログラムの処理内容を定義した設計書
データ移行実施報告書	データ移行の実施結果、評価をまとめた報告書
運用テスト計画書	運用テスト全体の目的、対象範囲、実施方法、テスト体制、テスト環境、スケジュール、判定基準等、本市と検討、合意した資料
システム構成図	システムの構成図（構成内容含む）
環境定義書	システム環境構築に関する各種定義情報をまとめたもの
受入試験計画書	受入試験の方式、作業手順を定義した計画書
受入試験シナリオ	受入試験のシナリオ

研修フェーズ

成果物	内容
研修計画書	研修実施のための計画をまとめたもの
管理者向け操作説明書	研修において作成、使用した操作説明書。運用業務においても同じものが使われることが望ましい。
利用者向け操作説明書	研修において作成、使用した操作説明書。運用業務においても同じものが使われることが望ましい。

運用フェーズ

成果物	内容
操作説明書	システム開発時に作成し、納品されたもの。運用行為で変更したものを修正して納品すること
運用手順書	システム開発時に作成し、納品されたもの。運用行為で変更したものを修正して納品すること
構成管理書（構成情報）	システム開発時に作成し、納品されたもの。運用行為で変更したものを修正して納品すること
セキュリティ実施手順書	セキュリティインシデントが発生した場合の実施手順書
各種会議・打合せ議事録	議論や合意形成の経緯を記録したもの

保守フェーズ

成果物	内容
システム要件定義書	システム開発時に作成し、納品されたもの。保守行為で変更したものを修正して納品すること
詳細設計書	システム開発時に作成し、納品されたもの。保守行為で変更したものを修正して納品すること
運用手順書	システム開発時に作成し、納品されたもの。保守行為で変更したものを修正して納品すること
構成管理書（構成情報）	システム開発時に作成し、納品されたもの。保守行為で変更したものを修正して納品すること
操作説明書	システム開発時に作成し、納品されたもの。保守行為で変更したものを修正して納品すること
各種会議・打合せ議事録	議論や合意形成の経緯を記録したもの

廃棄フェーズ

成果物	内容
廃棄証明書	機密情報を含む記録媒体がある場合。完全にデータが消去され復元不能であることを証明するもの
移行データ定義書	後継システムにデータを移行させる場合、移行データのフォーマット、コードの説明等が記されたもの
移行データ	後継システムに移行させるデータ

その他（プロジェクト管理）

成果物	内容
プロジェクト計画書	導入におけるプロジェクト開始までに当該プロジェクトの進め方、管理方法について本市と合意した計画書
プロジェクト会議資料	プロジェクト会議において報告、協議のテーマを示し、会議の目的を達成するために参照すべき資料
プロジェクト進捗／懸案管理資料	プロジェクトにおける進捗管理、課題管理を行う際にプロジェクト内で生じた事象を管理するための資料

成果物	内容
会議議事録	議論や合意形成の経緯を記録したもの

(2) 形式等

成果物は、日本語表記のものを提出すること。

提出方法は、サーバへの格納に加え、CD-R 又は DVD-R により 1 部提出すること（ファイルフォーマットは、Microsoft Office 2016 以降形式に対応できるデータ形式）。

(3) 納品場所

本市の指定する場所に納品すること。

第7章 その他

7.1. 一般的事項

本委託業務の実施にあたっては、別添3「情報処理関連業務委託に関する一般仕様書（Ver. 5.1）」（以下、「一般仕様書」とする）及び別添4「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」（以下、「特記仕様書」とする）を遵守すること。

本仕様書に記載する内容をやむを得ず変更する場合は、双方で十分な協議を行い、変更内容を書面にて確定させること。

7.2. 業務の再委託

本業務における総合的な判断および業務遂行管理部分を、再委託してはならない。

その他の業務については再委託を可とする。ただし、一般仕様書3（7）イ～オ及び特記仕様書第7条を履行および遵守すること。

「後期高齢支援システムの運用保守業務」についての再委託に関する要件は、別途定められているので留意すること。

7.3. 機密保持

受託者は本業務に係る作業を実施するに当たり、本市から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態を問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし次のいずれかに該当する情報は除くものとする。

- ・ 取得した時点で、既に公知であるもの
- ・ 取得後、受託者の責によらず公知となったもの
- ・ 法令等に基づき開示されるもの
- ・ 本市から秘密でないと指定されたもの
- ・ 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に本市と協議の上、承認を得たもの

受託者は本市の許可なく取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製してはならない。

受託者は本業務に係る作業に関与した受託者の所属社員が異動した後においても、機密が保持される措置を講じなければならない。

受託者は本業務に係る検収後、受託者の事業所内部に保有されている本業務に係る本市に関する情報を、裁断等の物理的破壊、消磁その他復元不可能な方法により速やかに抹消すると共に本市から貸与されたものについては、検収後1週間以内に本市に返却しなければならない。

7.4. 契約不適合責任期間

本契約において契約不適合がある場合、履行の追完又は代金の減額並びに契約不適合によって生じた損害の賠償を請求することができる期間は、システムの本番稼働後2年以内とする。

7.5. 支払条件

本業務の支払条件は、業務完了後払いとする。